

## 本市の財政状況をお知らせするため、健全化判断比率および資金不足比率の算定結果を公表します。

4月1日から一部が施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政健全化の過程に「早期健全化基準」と「財政再生基準」という2段階の基準が設けられています。この判断指標として、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」および「将来負担比率」の4つの財政指標からなる「健全化

### 健全化判断比率の状況

| 財政指標名    | 概要  | 法律に定められた基準 |        | 本市の状況  |           |
|----------|---|------------|--------|--------|-----------|
|          |   | 早期健全化基準    | 財政再生基準 |        |           |
| 実質赤字比率   | 一般会計等（※1）を対象とした実質赤字（※2）の標準財政規模（※3）に対する比率。                             | 早期健全化基準    | 11.25% | -      | いずれも黒字のため |
|          |   | 財政再生基準     | 20.0%  |        |           |
| 連結実質赤字比率 | 全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。   | 早期健全化基準    | 16.25% | -      | 「-」表示     |
|          |   | 財政再生基準     | 30.0%  |        |           |
| 実質公債費比率  | 一般会計等が負担する地方債の元利償還金および準元利償還金（※4）の標準財政規模等に対する比率。                       | 早期健全化基準    | 25.0%  | 13.4%  |           |
|          |   | 財政再生基準     | 35.0%  |        |           |
| 将来負担比率   | 一般会計等が将来負担すべき額の標準財政規模等に対する比率。将来負担すべき額の中には、財政的支援を行っている外郭団体等の負債額も含まれます。 | 早期健全化基準    | 350.0% | 120.0% |           |

### 資金不足比率の状況

| 会計名          | 概要                                | 法律に定められた基準 | 本市の状況 |   |
|--------------|-----------------------------------|------------|-------|---|
| 水道事業会計       | 公営企業ごとの資金の不足額（※5）の事業の規模（※6）に対する比率 | 経営健全化基準    | 20.0% |   |
| 工業用水道事業会計    |                                   |            |       | - |
| 駐車場事業会計      |                                   |            |       | - |
| 農業共済事業会計     |                                   |            |       | - |
| 風力発電事業特別会計   |                                   |            |       | - |
| 簡易水道事業特別会計   |                                   |            |       | - |
| 農業集落排水事業特別会計 |                                   |            |       | - |
| 下水道事業特別会計    | -                                 |            |       |   |

平成19年度決算における各財政指標は、各表のとおり、いずれも基準値以下となりました。しかし、依然として本市の財政状況は厳しい状況にあります。

また、平成20年度以降の決算からは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本施行され、「健全化判断比率」のうち一つでも基準を超えた場合には、「財政健全化計画」や「財政再生計画」の策定が必要となり、地方公営企業においても、公営企業会計ごとの「資金不足比率」が基準以上となった場合には、「経営健全化計画」の策定が必要となります。

今後も引き続き行財政改革を進め、健全な財政運営に努めるとともに、さまざまな形でわかりやすい財政状況を公表していきます。

判断比率」が導入されました。

また、地方公営企業においても「経営健全化基準」が設けられ、その判断指標として「資金不足比率」が導入されました。

この法律で、地方公共団体は、これらの財政指標を算定し監査を受けた上で、市議会へ報告するとともに住民の皆さんへ公表する義務があります。

### 用語の説明

|                |   |
|----------------|---|
| （※1）<br>一般会計等  | 津市には17の会計があり、そのうち、一般会計、土地区画整理事業特別会計および住宅新築資金等貸付事業特別会計を合計し、会計間の重複額を控除したものの。        |
| （※2）<br>実質赤字   | 歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した収支額が赤字となる状態。  |
| （※3）<br>標準財政規模 | 地方公共団体における標準的な収入額を示す数値。通常水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる額で、財政指標の計算など財政状況の分析に利用される。 |
| （※4）<br>準元利償還金 | 一般会計等からそれ以外の会計への繰出金のうち、公営企業債の償還にあてられる経費や公債費に準ずる経費。                                |
| （※5）<br>資金の不足額 | 一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額。   |
| （※6）<br>事業の規模  | 料金収入など主な営業活動から生じる収益などに相当する額。  |